新型インフルエンザ対策について

厚生労働省説明資料
平成20年10月23日

プレパンデミックワクチンに関する方針について

■ プレパンデミックワクチンとは

鳥－ヒト感染の患者または鳥から分離されたウイルスを基に製造されるワクチン。現在は鳥インフルエンザウイルス（H5N1）を用いて製造。

■ プレパンデミックワクチンの備蓄状況

政府備蓄　平成18年度　原液**約1，000万人分**備蓄　（ベトナム株／インドネシア株）
　　平成19年度　原液**約1，000万人分**備蓄　（中国・安徽株）

諸外国の状況

（人口比）

国	日本	スイス	アメリカ	イギリス	オーストラリア
プレパンデミックワクチンの備蓄量	2000万人分（16%）	800万人分（100%）	2000万人分（7%）	165万人分（3%）	250万人分（12．5%）
接種対象者	医療従事者 社会機能維持者	全国民	医療従事者 社会機能維持者	医療従事者	医療従事者 社会機能維持者
接種方針	新型インフルエンザ発生後に接種開始				
	事前接種の有効性、安全性について平成20年度に**臨床研究**を実施	国内でトリーヒト感染が発生した場合、医療従事者等に接種を検討	－	－	－

与党PTの提言

○**有効性**、**安全性**を検証した上で、**発生前のプレパンデミックワクチンの事前接種**や、**接種を希望する者への接種対象者の拡大**について検討。

○**国民的議論**を踏まえたプレパンデミックワクチンの**接種対象者（社会機能維持者等）の範囲**等の検討。

※厚生労働省において現時点で考えられる体制について一案を示すもの

新型インフルエンザワクチンの接種体制について（現時点で考えられる一案）

	プレパンデミックワクチン（発生前）	プレパンデミックワクチン（発生後）	パンデミックワクチン
考え方	臨床研究の結果を踏まえつつ、第一線で活動する医療従事者等に対し、段階的に接種	感染リスクが高い中で社会活動を行わなければならない医療従事者等に対し、可能な限り速やかに接種	製造でき次第、まず医療従事者等に接種し、その後、全国民に対し可能な限り速やかに接種
対象者（第一次案）	指定病院や水際の職員から検討	医療従事者等	全国民
接種主体	都道府県	市町村	
接種根拠	国の予算事業	予防接種法第６条第１項に基づく臨時接種	
国の関与	補助要綱	法定受託事務の処理基準	
接種の性格	法に基づかない任意接種	予防接種法に基づく努力義務	
費用負担	国１／２、都道府県１／２	国１／３、都道府県１／３、市町村１／３	
被接種者の負担	予防接種法に準じて無料	予防接種法に基づき無料	
健康被害対応	医薬品医療機器総合機構による救済	予防接種法に基づく救済	
備考	将来的に希望者への接種を行う場合は、予算事業ではなく全額自己負担による任意接種とする。		

新型インフルエンザワクチン接種の進め方について（第1次案）

＜平成２０年９月１８日新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議＞

趣旨

○感染リスクに晒されながらも社会的使命や職責を果たさなければならない者（医療従事者、社会機能を維持する者）について、ワクチンの先行的な接種が必要。

○発生時の社会的混乱を回避するため、接種の対象者・順位を予め定めておく必要。

○国民の理解を得ながら議論。

第1次案の概要

○「感染拡大防止・健康被害の最小化」及び「社会・経済機能の破綻防止」に資する業種・職種に対し、感染リスクを考慮しつつ、ワクチンを先行接種。（Ⅰ→Ⅱ→Ⅲの順）

カテゴリーⅠ　発生時に即時に第一線で対応する業種・職種　（※感染リスクが高い）

例：　感染症指定医療機関、保健所、救急隊員、検疫所、対策に携わる自衛隊・警察職員等

カテゴリーⅡ　国民の生命・健康・安全・安心に関わる業種・職種

例：　首相・閣僚等、医療従事者、福祉・介護従事者、国会議員・地方議会議員、警察職員、報道機関、通信事業、法曹関係者等

カテゴリーⅢ　国民の最低限の生活の維持に関わる業種・職種

例：　電気・原子力・ガス・石油、熱供給事業、水道関連事業、郵便、航空、空港、水運、鉄道、道路旅客・貨物運送、食料品・生活必需品の製造・販売・流通、金融、情報システム、火葬・埋葬、廃棄物処理、最低限の生活維持に不可欠な事務事業に携わる国家・地方公務員等

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について

■ 抗インフルエンザウイルス薬とは

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減したり、発症を予防する薬剤。我が国においては、**タミフル**や**リレンザ**等が使用されている。

■ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況

●タミフル

政府備蓄	１，０５０万人分（治療用）
	３００万人分（予防投薬用）
都道府県備蓄	１，０５０万人分（治療用）
流通分	４００万人分
計	**２，８００万人分**

●リレンザ

政府備蓄のみ　　１３５万人分

諸外国の状況

国名	日本	フランス	イギリス	オーストラリア	スイス	アメリカ
備蓄目標（人口比）	2935万人分（23%）※ ＊リレンザを含む	3300万人分（53%） ＊リレンザを含む	3000万人分（50%） ＊リレンザを含む	875万人分（42%） ＊リレンザを含む	225万人分（30%）	8100万人分（27%） ＊リレンザを含む

与党PTの提言

○ 最新の医学的な知見や、直近の諸外国における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況等を勘案して、**抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量を国民の40～50%に相当する量に引き上げる。**

新型インフルエンザ（フェーズ4以降）対策ガイドライン全体概略図

新　型　イ　ン　フ　ル　エ　ン　ザ　対　策　本　部　設　置

新型インフルエンザ対策専門家諮問委員会設置

国外からの流入を阻止

水際対策： 入国者への検疫強化　（**検疫ガイドライン**）

有症者・・・感染症指定医療機関に停留
無症状者・・・スクリーニング（質問票・サーモグラフィ）
→濃厚接触者・・・医療機関（満床の場合入院代替施設等）に停留
→その他同乗者・・・健康監視（外出自粛、健康状況報告、マスク配布等）

医療対応

症例の早期発見：　一刻も早い対応のために

- 疑い症例報告システムの確立（**サーベイランスガイドライン**）

発生初期の対応：　状況把握と拡大防止

- 患者の接触者調査（**積極的疫学調査ガイドライン**）
- 発症予防のためのタミフル予防投与 ＆ 薬剤以外による感染防御策（**早期対応戦略**）

医療としての対応：　拡散前に抑え込む

- 「発熱外来」の設置と医療機関での隔離（**医療体制に関するガイドライン**）
- 医療機関での検査（**医療機関における診断検査ガイドライン**）
- 院内感染対策（**医療機関における感染対策ガイドライン**）
- （**ワクチン接種に関するガイドライン**）
- （**抗インフルエンザウイルス薬に関する ガイドライン**）

社会対応

社会での対応：　拡散防止に努める

- 企業等での対応（**事業者・職場におけるガイドライン**）
- 家庭等での対応（**個人及び一般家庭・コミュニティ・市町村ガイドライン**）
- リスク・コミュニケーション（**情報提供・共有に関するガイドライン**）

死亡した場合の対応

- 遺体の適切な取扱い（**埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン**）